

# 地方財政とダム

山城 えり子

## 要旨

「国・地方財政」や「情報」はいったい誰の物なのであろうか。地方分権時代を迎えて10年。未だ国民（住民）も国（行政）も明確な判断を持ってない。財政および情報は国民（住民）のものであり、その行政と住民の共有する情報を基に、地方は財政への責任と事業決定をすべきと考える。

## はじめに

これまで私たちは納税という形で国民・住民としての義務を果たし、国・行政を全面的に信頼し、すべてを任せ従ってきた。しかし、行政からは住民の参画の場や情報提供はほとんどなく、勿論事業選択の機会さえ与えられてはこなかった。ではその間、地方財政は専門家であるはずの行政によって健全に運営されてきたのであろうか。

答えは明らかである。しかしその責任意識・危機感行政にはなく、自ら改める様子さえ見受けられない。特に談合・天下り・無駄な公共事業等は財政問題のみに収まらず、自然環境破壊を始め、地方自治の在り方そのものに影響するにも拘らず、今なお問題は解決されてはいない。

昨年の政権交代後、地方財政の姿は流動的であり、未だ見えてきてはいないが、破綻寸前の国・地方財政の下、改めて財政面から「ダム問題」を考えていきたい。

## 1 地方財政の現状

「国の財政」との両輪とされる「地方財政」は、教育・福祉や道路・河川など地域住民に密接に関連し、直接我々の生活に関わっている。その地方財政は、1994（平成6）年以降地方税収入の落ち込みや減税等により急激に不足し、地方の借金である地方債の発行は急増し、2009（平成21）年度末には197兆円、対GDP比38.6%、1991（平成3）年度比3.8倍の127兆円増、つまり地方の借金は

約20年で4倍にも膨れ上がった。しかしながら、夕張市より切実な「国の財政」は地方財政支援への余裕はなく、「地方の事業仕分け」等、地方自ら、地方に合った早急な対策が必要であると考え。効果があるか否かを議論しなければならないような、緊急性のない不必要な事業に投資する余裕など国にも地方にもないのが現状である。

## 2 北海道は二重・三重行政

国土交通省は全国に8つの地方整備局を出先機関としているが、その中で北海道は組織も職員規模も特殊である。北海道は他府県と同じ霞が関の「北海道局」の他、特別に現地の「北海道開発局」が置かれる二重行政となっており、その構造上、事業・財政・業者・運営などのチェックがほとんど行われていない。

また、北海道開発局は予算8,360億円、下部組織としての11開発建設部があり、都道府県としての北海道庁の公共事業予算4,000億円、10土木現業所とほぼ重なる形であり、これを合わせると三重行政となる。

## 3 その特殊性が成す無駄

北海道は、未だ開発が必要な特別な地域とされ、北海道開発庁が「北海道開発局」と名前を変えただけで国土交通省の組織の一部としてそのまま残された。そのため霞が関の北海道局が所管はしているが、国からの監視が届かず公共事業の落札率

は全国平均 83.5%に対し北海道は 94.4%と、ほとんど「競争入札」が行われていないのが現状である。また、「北海道特例」の優遇制度を設け公共事業の道負担を他都府県より低めに設定し、事業を受け入れやすいシステムを作り「開発」を進めている。

このような理由が「住民の求めない無駄な開発」や資料・数字を求めても、なかなか情報開示されない原因の一つと考える。

#### 4 北海道特例による「ダム」建設

他都府県がダム完成時までの毎年の「建設費その他経費合計の 30~50%の負担金」に対し「北海道特例」の優遇制度ではわずか 15%。その約半分を交付税措置されるので、実際はわずか 7~8%が北海道の負担である。また国（北海道開発局）からの提案とあっては知事も余程の理由がなければ断れないのが現状であり、基礎自治体の首長となればさらに目に見えない圧力がかかるのは、「推して知るべし」である。

この負担金割合が少ないのは北海道への負担軽減が目的ではなく「開発」が目的であることは、ダム完成後の維持費の割合から判断できる。つまり「造ってしまえばこっちのもの」、ダムが完成してからの北海道特例はなく全国一律の、「各年維持費 30%負担」となり、起債も認められなく、ダムの形がなくなるまで半永久的に支払いが続く。

#### 5 小さく産んで大きく育てるダム予算

ダムの総事業費は計画当初の 2 倍以上に膨れ上がるのが一般的。いったん乗り込めば途中下車は許されず、国からは明細書のない 1 枚物の請求書が自治体に送られ、自治体は何の調査もなく示された額を支払うだけである。地方が国から求められる山のような書類を考えると「国からは詳細に求めるが、国には何も言うな！」ということなのであるか。

地方分権時代の今、それは許されないと考え、忠別ダムに関しては負担金の明細を求め、サンルダムには「当初予算 530 億円で収まる書類・当初予算以内で収まったダム名」を国に求め、開示請求を進めてきた。結果的に旭川市の忠別ダム維持費負担金は減額され、サンルダムは 528 億円に下方修正され規模の縮小が現実となった。

#### 6 使わない水に毎年 2 億円支出の旭川市

1984（昭和 59）年度からスタートし、2007（平成 19）年度から供用開始した忠別ダムに 5.66%の水利権を求めた旭川市は、1984 年（昭和 59）年度から毎年建設費その他の年間経費の水利権の割合 5.66%の支払分を起債（借金）し、30 年の償還計画で支払い続けている。現在、建設費その他の償還金約 1 億 7 千万円と年間維持費約 3 千万円、合計約 2 億円を忠別ダムの 5.66%の水利権のため毎年支出している。しかしながら忠別ダムからの水利権分の水は一切使われていない。

「財政健全化」を目指し絞りに絞り、市民にも負担を抱えるほどの財政難の中、市民が「仕方がない」と納得できる数字であろうか。また忠別ダムの広報パンフレットにある「1981（昭和 56）年の洪水」の事実はなく、住民の不安をあおる写真を載せている（写真 1）。そこまでしてダムが必要だったのであるか。

以前から水利権の返上および維持費の軽減を市の執行部に求めてきたが、この分権時代においてもなお「国に物を申せば後が怖い」と言う執行部。昭和の時代に「水利権は必要ない」と言いかけた首長は果たして存在したのであるか。

#### 7 前車の轍を踏ませないために

ダムがすべて不要であるとは思わない。しかし「あってもいいかも…」程度の必要性、また数字や写真の操作までしてダムを造る必要はあるのだろうか。完成後のダムについてははっきり現状を検証し情報を開示し、メリット・デメリットの情



写真 1 北海道開発局旭川開発建設部発行の広報パンフレット「忠別ダム」に掲載されている写真。「昭和 56 年 8 月忠別川支川（アイヌ川）」とあるが、アイヌ川は忠別川の北側を平行に流れる延長 5 km ほどの小川。写真の昭和 56 年の「洪水」は忠別川の「洪水」とは無関係である

報を共有し、今後のダム計画の検討資料とすべき  
と考える。また本来行政は住民に代わって「少ない  
予算で効果の高い仕事をする機関」であり、情報  
は全て住民と共有するのが当然である。

道内の財政状況はどこも厳しく、原発を抱える  
1自治体以外ほとんどの自治体が、運営費の5～  
8割を国からの地方交付税等で賄っているのが現  
状である。

治水・利水にはどの方法が効果的で財政的にも  
有利かを、住民と共にじっくり検討すべきと考  
える。

#### 山城 えり子 (やましろ えりこ)

旭川市生まれ。1976年北海道教育大学旭川校卒業、旭川市立東光中学校教  
員、北海道教育大学旭川校非常勤講師をへて2003年から旭川市議会議員。  
環境ネットワーク「旭川地球村」代表。北海道自然保護協会会員。好きな  
格言「木の頂上を目指すなら、まず月を目指せ」。